

第2回 デジタル・AIワーキング・グループ

超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な資産管理の推進

民事信託の実状と課題

2025年3月13日(木)

広島弁護士会

高齢者・障害者等の権利に関する委員会

委員 弁護士 菊永 将浩

○信託関係団体への所属等

- ・日弁連信託センター幹事(2017年6月～)
 - ⇒ 現在、日弁連信託センターの信託税制部会に所属し、信託税務の研修会や税制の問題点の議論などを行っている。また、2020年9月策定の「信託口口座開設等に関するガイドライン」の策定にも関与。
- ・広島弁護士会高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員
- ・(一)家族信託普及協会 会員 家族信託専門士
- ・(一)民事信託活用支援機構専門家協議会会員
- ・(一)民事信託推進センター会員(民事信託士)

○民事信託の実績等

これまで、民事信託の契約に200件以上関与するとともに、民事信託の実務書籍も執筆。

など

第1 民事信託とは

第2 民事信託の利用状況

第3 民事信託の多様な利用例

第4 民事信託の普及に向けた課題

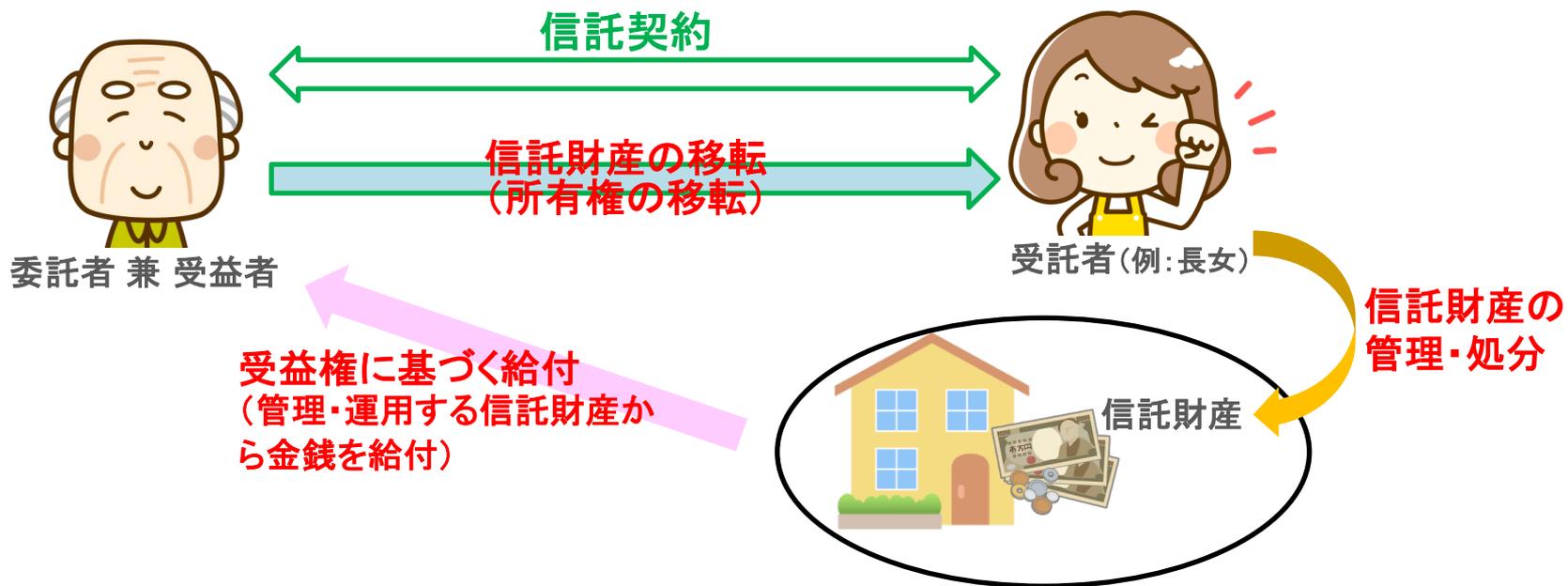
第1 民事信託とは

民事信託とは、財産の所有者【**委託者**】が、信頼できる人(例:子など)【**受託者**】に対し、将来、自らが加齢等により認知・判断能力が低下・喪失した時などに備え、元気なうちに、予め自己の財産の全部又は一部【**信託財産**】の管理・処分を任せるといふ財産管理及び財産承継の仕組み。

＜一般的な例 : 委託者＝父 受託者＝長女 受益者＝父＞

※委託者＝受益者とする自益信託がほとんど

※下の例では、信託財産の管理・処分権限が長女に移っていることから、信託財産の処分にあたり委託者兼受益者の判断能力が喪失していても有効な法律行為をなしうる。



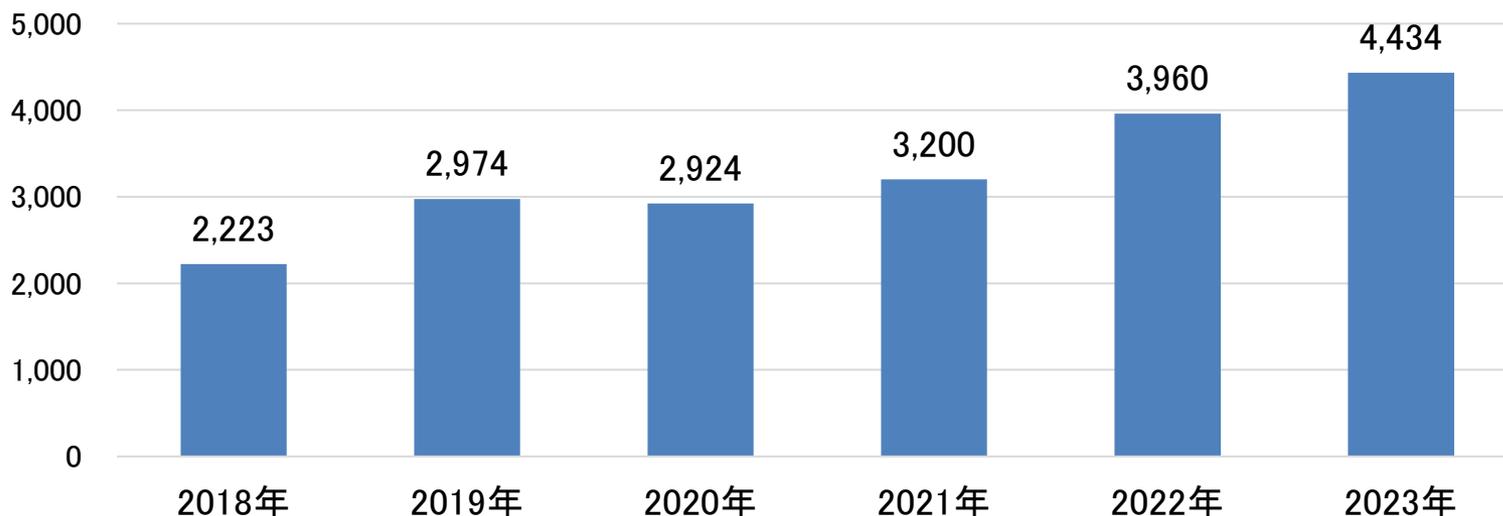
第2 民事信託の利用状況

民事信託の利用に関するデータ(公正証書の作成件数)

- ・ 令和5年における公正証書の作成件数は約4,500件だが、これとは別に私文書での契約もあることから、全体の総数は、その2～3倍(1～1.5万件)ほどあると考えられる。
- ・ 年間1～1.5万件程度と考えても、認知症・軽度認知障害の高齢者数が1,000万人を上回る中、認知症対策としても期待される民事信託の活用は、後見制度や遺言と比べて進んでいない。

※後見制度の利用者数は約25万人(令和5年時点)、遺言のうち公正証書遺言の作成数は約12万件(令和5年)

民事信託に係る公正証書作成件数



(参考)信託フォーラム第21号、2024年度信託法学会発表資料

第3 民事信託の多様な利用例

① 認知症対策（高齢者の財産管理対策）

- ・親が、近くで支えてくれている子に、将来への備え（施設費用や病院代など）としてまとまったお金を信託

② 親なきあと対策

- ・障害を持つ子の生活を支えるためのお金を家族に信託

③ 事業承継対策

- ・経営判断不能対策として、自社株を後継者に信託

④ 共有不動産対策

- ・多数の名義人がいる不動産を将来の管理のために特定の個人又は法人に権限を集約化するために信託

第4 民事信託の普及に向けた課題

＜主な課題＞

- ① 民事信託の知名度が必ずしも十分ではない
- ② 民事信託の担い手である専門家が不足している
- ③ 民事信託の正確な情報が分かりにくい
- ④ 信託口座を容易に準備できない
- ⑤ 公証役場手続が手間

第4 民事信託の普及に向けた課題

① 民事信託の知名度が必ずしも十分ではない

(問題点)

- 「信託」という仕組みが十分に知られていないことから、一般の方が利用することへのためらいや不安が起きやすい。
- 弁護士などの専門家においても、必ずしも民事信託の制度を十分に認識しているとは言えない状況であり、認識不足により一般の方へのご提案ができず、民事信託の活用により課題解決が出来る場合にもそれが実現されない。
- 地方公共団体等においても制度認識が進んでおらず、業務上の取り扱いで差が生じている。

⇒) 民事信託の利用が望ましい方(例えば、元気なうちに自分の財産管理を信頼できる子に任せたいと考えが決まっている高齢者など)が利用できていないので、関係者等に制度を認識・理解していた**だ**く必要がある。

第4 民事信託の普及に向けた課題

②民事信託の担い手である専門家が不足している

(問題点)

- 民事信託を利用したい方が相談しようと思っても、相談できる専門家が近くにいない場合や相談先さえも分からない場合がある。
 - 民事信託のニーズがあっても、仕組みづくりなどのサービスを提供できる専門家がない。
 - 民事信託の担い手である専門家の自己研鑽の機会が少なく、不十分なサービス提供が起きやすく、トラブルが生じやすい。
- ⇒) 民事信託を利用しようとしても、相談や仕組みづくりができる専門家に出会えないため、士業などの実務者において、制度の認識や理解を進める必要がある。

第4 民事信託の普及に向けた課題

③ 民事信託の正確な情報が分かりにくい

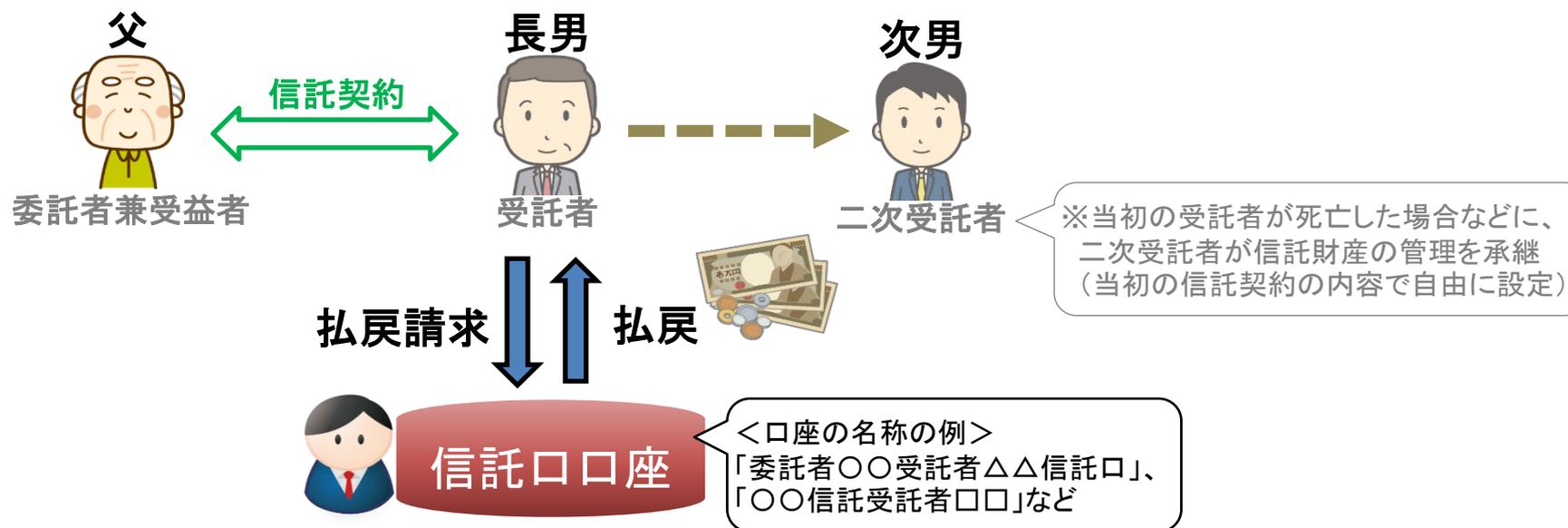
(問題点)

- 情報が散逸しており、真偽も判然としないことから、民事信託を利用したい人が制度を調べても、どれが正確な情報が分からない。
 - 誤った情報を得た結果、トラブルに陥ったり、本来であれば民事信託の活用が最適である場合にも他の手段を選択してしまうこともある。
- ⇒) 民事信託を活用したい方が、民事信託に関する正しい情報へのアクセスが難しいため、正確な情報を国などの信頼できる機関がわかりやすく発信する必要がある。

第4 民事信託の普及に向けた課題

④信託口座を容易に準備できない

- ◆ 信託口座とは、「信託財産である金銭を受託者が管理するための口座」で、法律上の概念ではない(受託者には分別管理義務(信託法34条)はあるが、信託口座開設の義務はない)。



第4 民事信託の普及に向けた課題

④信託口座を容易に準備できない

(問題点)

○ 民事信託において、実務上開設することが推奨されている「信託口座」がどの都道府県でも開設できる状況になっていない。

➤考えられる理由

- ・ 金融機関が民事信託の仕組みを十分に理解していない
- ・ 信託口座における銀行の責任範囲や口座開設に当たっての手続フローが不明確
- ・ 実務上不明瞭な点(ペイオフ時の支払先、受託者変更時の対応、差押え発生時の取扱い、契約終了時の口座終了方法)がある

⇒) 信託口座の開設が進むよう、金融機関における民事信託の認知度や制度の理解を進め、実務上の不明瞭な点を解消する必要。

第4 民事信託の普及に向けた課題

⑤ 公証役場手続が手間

(問題点)

- 近くに公証役場がない方や高齢の方にとっては、公証役場まで行くことが大きな負担となっている(出張対応が難しい場合や時間がかかる場合がある)。

⇒) 令和7年末までに、公正証書のデジタル作成が可能となるが、公正証書作成の負担が軽減されるよう、利用者目線での設計が必要。

第4 民事信託の普及に向けた課題

【国への要望】

1. 民事信託に関するガイドライン等の作成、周知（課題①～③関係）

➤ガイドラインには、民事信託活用にあたり、利用促進に資する観点（次頁参照）が載ることが望ましい

2. 信託口座について、金融機関への協力要請や金融機関が開設、管理及び終了時に参考にできるQ&Aの作成・周知（課題④関係）

➤金融機関の信託口座開設・管理の負担軽減につながることを望ましい

3. 公証役場のデジタル化にあたり、利用者目線でのデザイン設計（課題⑤関係）

➤デジタル完結し、日本全国どこに住んでいてもサービスの恩恵を受けられる仕組みが望ましい

第4 民事信託の普及に向けた課題

(参考) ガイドライン等に掲載いただきたい利用促進に資する観点

- ① 典型的な民事信託の活用例(前述(6頁参照)の、認知症対策、親なきあと対策、事業承継対策、共有不動産対策など)
- ② 他の財産管理・継承手段(後見制度や遺言制度など)と比較したメリット・デメリット
- ③ 民事信託を円滑に行う上での注意点や、信託契約に盛り込むことが望ましい事項(公正証書の作成、信託口座の開設にあたり金融機関との事前調整の必要性など)
- ④ 契約締結から契約終了までの一般的なフロー図
- ⑤ 頻度の高いトラブル事例及びそのトラブルを防ぐために望ましい対策
- ⑥ その他、注意すべき点(専門家への報酬面など)

第4 民事信託の普及に向けた課題

(参考) 民事信託の活用が望ましい者の例

- ① 家族仲が良い場合(少なくとも、信頼して財産管理を任せられる者が身の回りにいること)
- ② 将来への不安(認知症など)にしっかり備えておきたいという思いが強い場合や認知症発症時に「子どもに迷惑をかけないようにしたい」という考えを持っている場合
- ③ 信託による備えが他の手段による備えより負担が少ない場合(資産規模が多い者が対象という訳ではない)
- ④ 障害がある家族がいる場合など、将来の財産の承継にあたって、他の手段ではそれが実現できない場合
- ⑤ 任せたい財産が全財産の一部である場合

第4 民事信託の普及に向けた課題

(参考) 民事信託のその他の課題

1 信託財産の規制

- ・農地を信託の対象とすることができない。

2 業法の規制

- ・民事信託において、士業などの専門家というだけでは受託者になることができない。

3 税務上の取扱い

- ・民事信託の税務について、公的見解がないことから実務での活用が慎重になっている。

例1) 信託終了時の相続税の債務控除(相続税法9条の2)

→相続税法9条の2第6項が信託の終了時に適用がないことから、信託をした場合に相続税の債務控除が受けられないのではないか。

例2) 受託者のみが債務者となる借入における相続税の債務控除の可否

→委託者が債務を負わない形をとった場合において相続税の債務控除が受けられるかどうか。

例3) 遺言の内容とは異なる遺産分割をした場合においては二重課税の問題が生じないような税務の取扱いになっているが、信託の場合にも同様に考えられるか。

- ・民事信託の活用が難しくなる形での税務についての公式見解が示されている分野がある。

例1) 空き家の譲渡所得の特別控除が信託の場合には適用されない(令和4年12月20日東京国税局照会・回答)

4 登記上の取扱い

- ・信託登記、とりわけ信託目録の記載方法などについての指針がなく、登記実務にばらつきがみられる。

5 金融実務の取扱い

- ・民事信託に対応する金融サービス(信託内融資など)を提供している金融機関が少ない。